

県南広域振興局長告示第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和3年1月22日

県南広域振興局長 佐々木 隆

1 開発区域に含まれる地域の名称

(1) 東工区 遠野市青笹町中沢27地割17番1の一部、20番、21番1の一部、22番1の一部、24番1の一部、25番1、25番2、25番3、25番4、26番、27番及び28番並びに28地割1番、2番1、2番2、2番3、2番8、3番、4番2、9番及び10番並びに上郷町板沢8地割65番2の一部、86番2の一部及び91番並びに9地割37番2、38番2、39番、40番及び41番2並びにこれらの区域に介在する認定外道路

(2) 西工区 遠野市青笹町中沢26地割3番1の一部、3番3の一部、4番、5番、7番1、7番2、7番3、7番4、8番、9番1、9番2の一部、10番、11番1の一部、11番2の一部、11番7の一部、13番2の一部、13番3の一部、13番4の一部、13番5の一部及び13番6並びに27地割1番1の一部及び1番2の一部並びに上郷町板沢4地割1番1の一部、1番2、1番7、7番1、7番2、7番3、7番4、7番5、7番6、7番7、8番、9番1、9番2、9番3、9番4、9番5、9番6、9番7、9番8、9番9、12番8、13番7、16番1、28番、29番、38番1、38番2、43番1、47番2、78番、79番、80番1、81番1、82番1、83番1、84番1、85番1、86番1、87番1、88番1、89番1、90番、91番、92番、108番の一部、109番、110番、114番、115番、116番の一部、117番及び118番並びに6地割91番1、91番2、92番1、92番2、93番、94番、95番1、95番2、96番、97番の一部、98番1、98番2、99番1、103番1、104番2、104番3、104番4、105番3、105番4、115番2及び142番の一部並びにこれらの区域に介在する認定外道路及び水路

2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市長田町6番2号 岩手県土地開発公社